

③ - 2 宇宙2法の施行 (リモセン法)

※本年11/15:完全施行。引き続き、円滑な申請受付事務等を遂行。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(通称:衛星リモセン法)

◇ 宇宙開発利用の果たす役割を拡大すると宇宙基本法の理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、①衛星リモセン装置の使用に係る許可制度、②衛星リモセン記録保有者の義務、③衛星リモセン記録を取り扱う者の認定 等必要な事項を定める。

1. 法律の必要性及び背景

○高分解能の衛星リモセン記録が悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡らないよう管理する制度が必要。

(背景)

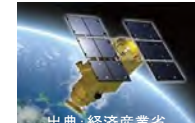
- 近年の急速な高分解能化(空間・時間)・低コスト化により、衛星リモセン記録がテロリスト等に渡った場合のリスクが増大。
- 米独仏加4ヶ国では、民間事業者による衛星リモートセンシングのシステム運用や画像配布を制限する法制度を整備済み(英西も検討中)。

○リモセン事業者が遵守すべき基準等を明確化し、事業の予見可能性の向上を図ることが必要。

(背景)

- 今後、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の分野で、衛星リモセン記録を一層活用した新産業・新サービスの創出の期待が高まっている。こうした中で、新規リモセン事業者の事業リスクを低減し、参入を後押しする。

ASNARO-1 (光学、日本)



0.5m(白黒), 2m(カラー)

ALOS-2 (レーダー、日本)



出典:JAXA
3m

衛星リモセン記録



コメの生育状況



分析・加工

2. 法律の概要

①衛星リモセン装置の使用に係る許可制度

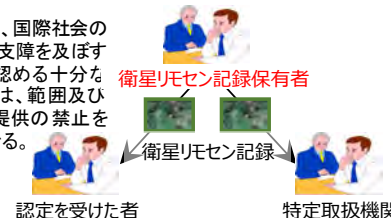
○高分解能の衛星リモセン装置の使用を許可制とし、①不正使用防止措置、②申請受信設備以外の使用禁止、③申請軌道以外での停止、④使用終了時の措置等の義務を課す。



②衛星リモセン記録保有者の義務

○衛星リモセン記録保有者は、本法の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、高分解能の衛星リモセン記録を提供してはならない。

※内閣総理大臣は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由がある場合は、範囲及び期間を定めて、提供の禁止を命ずることができる。



③衛星リモセン記録を取り扱う者の認定

○衛星リモセン記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、衛星リモセン記録を適正に取り扱うことができる旨の認定を受けることができる。

衛星リモセン記録を取り扱う者



認定の申請

認定

認定を受けた者



内閣総理大臣

3. スケジュール

- 平成28年11月16日 : 公布
- 平成29年 8月15日 : 一部施行(申請受付開始)、府令公布(衛星リモセン装置・衛星リモセン記録に係る基準公表(8/9))
- 平成29年11月15日 : 法律全面施行、政令公布(規制対象外となる特定使用機関及び特定取扱機関等を規定)